

二〇二二年度
卒業論文

日本仏教におけるジェンダー問題

コピー 厳禁

L190069

西村 哲朗

目次

序論	1
本論	2
第一章 ジェンダーと宗教研究の可能性	2
第一節 「ジェンダー」とは	2
第二節 ジェンダーと宗教の関係性	4
第二章 浄土真宗本願寺派の寺族女性へのアンケート	6
第一節 ジェンダー格差の実態	6
第二節 ジェンダー問題への対策案	10
第三章 現代日本仏教とジェンダー	13
第一節 曹洞宗における寺族女性の権利	13
第二節 東本願寺ギャラリー展での事件	15
第三節 外国人女性僧侶の体験	21
結論	25
註	
参考文献	

コピー厳禁

序論

本論文では、現代日本の仏教界におけるジェンダーの在り方、そこに関連する問題点、その問題の現段階での状況と、これから実行すべき解決方法を明らかにしたい。このテーマを選んだ理由は、近年社会的に注目されるようになってきたジェンダー問題に対して、伝統に重きを置く仏教界はどのような姿勢を取っているのか疑問に思ったからである。「伝統」という概念は「近代」に作られた概念でもあり、その当時の人々の価値観で作られた権力構造とも言える。例えば、古代の大王・天皇は男女の性別が不問であったということが明らかになっている。「天皇は男性がなるもの」という考えは近代天皇制成立の過程で作上げられたジェンダー・バイアス（男女の役割に関する固定観念）であり、これまで男性ばかりがその地位についていたのは、男性が生物学的本質的に支配者に適していたゆえではなく、ただ歴史的にその様な仕組みが構築されてきただけなのだと解明されたのだ。

¹そしてその作られた伝統の中には、女性や性的少数者等、マイノリティの権利に関して、数々の問題が存在してきた。男性の権利に関する問題もちろんあり、筆者自身が浄土真宗本願寺派寺院に寺族男性として生まれ育ってきた中で、男女の在り方に対して疑問を持つ機会が何度もあった。現在のような仏教教団の在り方では、きっとそれぞれが自分の性別に関する事で、大なり小なり疑問を持ったたり、傷ついたり、怒りを覚えたりする瞬間があるのではないだろうか。「フェミニスト」という言葉の定着や、#MeToo運動の世界的な普及など、社会的にジェンダー問題が注視されてきている今、このような問題を持った宗教は、人々にとって受け入れ難いものになる恐れがある。その様な社会情勢がなくとも、平等の思想に重きをおいている仏教界で、この男女不平等がまかり

通っていて良いはずがない。今一度現代の仏教界におけるジェンダー問題を見直し、改善に向かうべきではないだろうか。

そこで本論文では、第一章で「ジェンダー」という言葉について検討し、その上でジェンダーと宗教との関係を指摘してみたい。次いで第二章では、浄土真宗本願寺派の坊守もしくは寺族である女性を対象としたアンケートの結果から、浄土真宗におけるジェンダー格差に関する現状を確認する。その結果を踏まえ、第三章では更に詳しいジェンダー問題の事例を、体験者本人の記述から取り上げさせていただく。これらを通して日本仏教におけるジェンダー問題の現状を明らかにし、最後に、それらに対する改善策、解決策を考えたい。

本論

第一章 ジェンダーと宗教研究の可能性

第一節 「ジェンダー」とは

考察を進めるにあたって、まずは本論文の核となる「ジェンダー」という言葉の定義を検討したい。

ジェンダーとは、一般に社会が規定する男らしさや女らしさを意味し、性別とか性差と訳される。そこには、男はこうあるべきだ、女ならこうではないと、といった社会や文化によって定まった規範が認められる。ジ

エンダーは、社会によって、あるいは時代によって異なる。ジェンダーの個別的な内容は相対的なものなのだ。(中略)セクシュアリティは、むずかしい言葉だが、一般に性欲や性衝動をめぐる諸現象と説明される。ジェンダーが男らしさや女らしさが問題だとすると、セクシュアリティは性的指向、すなわち異性愛か同性愛、あるいはそれ以外の性的指向が問題となる。²

まず、人間の生物学的な性別、つまりセックス(sex)は一般に、男か女かのいずれか(二元的性別)とされている。そして人間が生きる上で、男女の肉体的な差異にに応じて生まれた社会的役割や規範のことを、ジェンダー(gender)という。その上で、どのような相手に性的指向を向けるか、という、「性」へと向かうまなざしをセクシュアリティ(sexuality)という。ジョーン・W.スコット氏は、「ジェンダーとは、肉体的差異に意味を付与する知なのである。」³と述べている。この、付与される意味とは、文化や社会集団や時代によって異なるものであり、生殖器官も含め、肉体にまつわるいかなるものも、社会分業をどのように形づくるかについて唯一絶対の決定を下したりはしないのである。つまり、ジェンダーとはその集団によって独自に積み重なって作り上げられてきた概念であり、それ自体が何かを決める際の根拠となるような絶対的なものではないということを抑えておきたい。

本論文ではジェンダーの視点から現在の仏教界の現状を確認してゆくが、ジェンダーの視点をを用いるということとは、その分野における性の差異を問うということである。ジェンダーの視点を導入するということに関して、上野千鶴子氏は

ジェンダー史においては、公領域における女性の不在が解かれるべき対象になるとおなじく、私領域にお

ける男性の不在も説明の対象になる。公／私の領域がジェンダーの用語で定義されている以上、ジェンダー史が扱えない領域はないと言っている。もちろんジェンダー史は、かつて階級史観がそう主張したように、どんな問いでも一刀両断に解くアレクサンダーの剣ではない。言い換えれば、どんな領域も、ジェンダーだけで解くことはできないが、ジェンダー抜きに論じられることはできなくなったのである。⁴

第二節 ジェンダーと宗教の関係性

仏教やキリスト教等、はるか昔から存在している宗教の思想は、当然昔の価値観や倫理観に依存している部分が多く見受けられ、本論文で焦点を当てているジェンダーに関する価値観も、例に漏れず現代のものとは相違がある。これらの宗教は基本的に男性中心主義であり、川橋範子氏は「一般に、宗教の男性中心主義 (androcentrism) は、男性が人間の規範とされていることに現れる。」⁵と述べている。具体的な例を挙げると、⁶ローマ・カトリック教会においては、男性が完璧な存在であり、女性は不完全なものとする思想から、女性が司祭職に就くことができなかったり、仏教では、女性は穢れた存在だという思想から、女性は男性にならなければ成仏できないと説かれていたりする。仏教においてもキリスト教においても、女性は男性を誘惑し墮落させる、排除すべき存在だとされているが、これは男性と女性をフラットな目線で見るとおかしな話であり、明らかに男性中心に作られた思想だと言える。

そして川橋範子氏は「宗教とフェミニズムの相互交換作用 (cross-fertilization) は難しい、と今日でもしばしばいわれる。」とも述べている。上記の通り多くの宗教には、その教学の中に根本からジェンダー格差が存在してきたと言える。そこにジェンダーの視点を取り入れ、男女平等を目指そうとするには、それまで教団が行ってきた行為の歴史や教学を直視し、批判的に検討することも不可欠である。しかしそもそも宗教というのは、その教義を絶対的なものであるとする傾向があり、しばしばそれは権力と結びつき、その時代のジェンダーを形づくる要因ともなる。よって宗教教団はジェンダーの視点を取り入れることを嫌う傾向にあるといえるだろう。また、宗教とフェミニズムが相互に相容れないとする考え方として、川橋範子氏は次のような指摘をしている。

宗教界の女性による改革運動について、宗教に無関心なフェミニストたちは、宗教的な女性は最終的には家父長制にからめとられていて結局はそこから脱却できないと見て、連帯の可能性を否定するであろう。その一方で、宗教界保守層の男性僧侶や女性たちは、ジェンダー平等を求める女性たちの運動は信心の欠如にほかならないと疑いの眼を向け、これを切り捨て否定しようとするであろう。ゆえに、信仰とフェミニズムは共存可能であるという主張は、両方の立場からの批判的視線を受けることになる。⁷

以上のようなことから、基本的に宗教にジェンダーの視点を用いて何らかの変革を求める道のりは非常に困難なものだと言えよう。しかし、川橋範子氏は「宗教とフェミニズムは本質的に二律背反で相容れない」という思想を偏見であるとし、

フェミニズムやジェンダーの批判的視座は、宗教の真実のメッセージである平等と解放を豊かによみがえら

せることができるはずであり、また宗教も同じようにフェミニズムに対して洞察とめぐみも与えられるのではないか。両者は決してお互いを否定しあうだけではない。⁹と希望を込めて述べている。

本来人々の拠り所であり救いとなる宗教、特に、平等の思想が重要視されている仏教が、その教義や歴史、組織の仕組みによって一部の人間を差別し、傷つけることは、根本的に矛盾している。ジェンダー問題が見直され、それぞれの意識が変わりつつある現代社会においては、男性も女性も自身の置かれている組織や境遇に意識的になってくるだろう。宗教にジェンダーの視点を取り入れ、それぞれの教団がその在り方を今一度考えなおすことが必要なのではないだろうか。

第二章 浄土真宗本願寺派の寺族女性へのアンケート

第一節 ジェンダー格差の実態

本論文では主に、仏教界における女性の問題をジェンダーの視点から明らかにしたい。仏教界における女性の在り方を論じるにあたってまず重要になるのが、現在寺院に携わっている女性が仏教界におけるジェンダーの在り方をどのように捉えているのか、ということである。その現状を確認する手段として、今回はアンケートという形をとって、実際に現在寺院に関わっている女性の生の声を聞かせていただくことにした。Google フォームを

利用したアンケートで、期間は二〇二二年十一月二十日から十二月三十一日の四十二日間。対象は浄土真宗本願寺派の寺族女性で、全国坊守・寺族女性連絡会の方々や、知人・友人のお母様方に協力していただき、計二十三人の回答を頂いた。質問内容は、「①浄土真宗本願寺派の寺族女性、坊守として、ジェンダー格差（男女格差）を感じることはありますか？」「②（①の質問で）「はい」と答えられた方は、どの様な点にジェンダー格差を感じるのか、可能な範囲でお答えください。」「③教団や仏教界のジェンダーに関する現状に対し、何らかの対策が必要だと思われませんか？」「④（③の質問で）「はい」と答えられた方は、どのような対策が必要だと思われませんか。」「⑤最後にご意見や感想など、何かございましたら、ご自由にご記入ください。（任意）」の、五つだ。まずは現状の問題点について確認するため、①、②の質問への回答に関してまとめたいと思う。

まず「①浄土真宗本願寺派の寺族女性、坊守として、ジェンダー格差（男女格差）を感じることはありますか？」という質問への回答は「はい」六十五・二パーセント「いいえ」三十四・八パーセントという結果だった。予想していたことではあったが、過半数がジェンダー格差を感じているということは、ジェンダー格差は現在の仏教界に明らかに存在していると言えるだろう。そして重要なのが次の「②（①の質問で）「はい」と答えられた方は、どの様な点にジェンダー格差を感じるのか、可能な範囲でお答えください。」という質問への回答である。この回答の中からジェンダー格差が顕著に現れているものを中心に、要点をまとめて取り上げさせていただく。回答の中に見られたジェンダー問題は、大きく三つに分類することができた。

一つ目が、男女の性別役割分担に関する問題だ。以下、解答を列挙させていただく。「寺族夫婦は男性が住

職、女性が坊守という形が当たり前になっていく。自分も最近までその事に気づかなかったほど浸透している。「性別役割分担が固定的で、特に結婚後寺院に入った女性に対して選択肢を与えないような風潮がある。僧侶(男性)と結婚したのだから、妻が支えるのは当たり前、というような前時代的な価値観がまだ根付いている。(ex. 子育て、介護、家事、雑務は女性が主に担うべき、という価値観が寺族・門徒共にまだまだ主流である)」「坊守だからあれをしる、これはしてはいけないと言われる。」「女性が坊守として行う仕事は、して当たり前だとされている。」「住職である父が絶対的な権力を持っている。」「女性である自分が僧侶として門徒さんの家にお参りに行くと、(悪い意味合いで)住職である夫が行った時と態度が違い、自身の言葉が素直に受けとってもらえないことがある。」「女性住職は、その寺院に後継者が女性しかない場合、住職が死亡した場合など、ピンチヒッター的状况で住職になることばかりである。」「等の意見があった。やはり多くの場合寺院では、寺族や門徒の頭の中に、男性が住職、女性が坊守を務めるものだという固定観念が根強くあるようだ。その上で、家父長制による男性住職の力の強さや、坊守という仕事に対する敬意のなさ等から、坊守となった、もしくははならざるを得なかった女性達が日常的に辛い思いをしていることがわかる。

二つ目が寺院の後継者に関する問題だ。「妊娠、出産の際(二十年ほど前)後継Ⅱ男の子と感ずる言葉をかけられた。最近、『息子さんおいしくつになられました?』とか『もう少しですね』とかの声をかけられる。」「結婚後、まず男児を産むよう求められ、周囲からの無言の圧力を感じた。」「男が産まれるまで産めと言われた。」「等の意見があった。全てそうだが、最後の事案に関してはもう身も蓋もなく女性を「子供を産ませるため

の道具」としてしか見ていない様な発言であり、著しく人権意識に欠けている。一つ目の問題でとりあげたように、住職は男性が務めるものだという固定観念が人々の中にあり、その上多くの場合、本願寺派寺院の住職は世襲制である。それゆえに、寺族は後継となる男児を産むことを期待され、圧力をかけられる。そして、その視線は夫婦両方に向けられるのではなく、女性のみに向けられることが多いという点が殊更おかしいのである。妊娠など、人間の身体に関する決定は、本人が本人の意思によって行わなければならないと私は考える。それが人権というものだ。ましてや妊娠という死の危険性もある行為を、他人に強制などして良い訳が無い。寺院を存続させたい、といった目的のために、自由な生き方や個人の権利、性の在り方が無視されてしまう現状はおかしいのではないだろうか。

三つ目は、女性が教団内の意思決定に関われない問題だ。「議会で女性の姿が減多に見られない。圧倒的に男性社会。」「女性の意見を尊重するような仕組みになっていない。意思決定の場に女性が少なすぎる。またその事に関して問題意識を持つ人が少ない。」等の意見があった。二〇二〇年八月二十五日に開催された、全日本仏教会公開シンポジウム「仏教とSDGs 現代社会における仏教の平等性とは」女性の視点から考える」¹⁰における戸松義晴氏の発表によると、伝統仏教界十宗派の意思決定がされる宗議会議員の割合は、男性が九十八パーセント、女性が二パーセントとなっている。本願寺派に至っては女性議員の割合は〇パーセントである。また、各宗派の宗務所、行政の役所の職員も、男性が約七十三パーセント、女性が約二十七パーセントと、圧倒的に男性多数の状態でマネジメントが行われている。このような状態では当然女性の声は反映されにくく、上記のようなジ

エンダー格差問題も、解決への道は非常に困難なものであるといえる。

第二節 ジェンダー格差問題への対策案

続いて③、④、⑤の質問への回答から、上記のジェンダー問題への解決策を模索していく。まず、「③教団や仏教界のジェンダーに関する現状に対し、何らかの対策が必要だと思われませんか？」という質問への回答は「はい」五十六・五パーセント「いいえ」四十三・五パーセントという結果であった。①の質問と比べると「はい」のパーセンテージが八・七ポイント低くなっており、「ジェンダー格差は感じるが、別に現状を変える必要はない」と考える方も若干名いるようだ。しかしジェンダー格差を感じた方の大半が現状を変える必要があると思っていることは確かであり、その数は今回のアンケート対象者の過半数である。現在の仏教界のジェンダーの在り方に関し、対策を考えることは必要だと言えるだろう。

次に「④（③の質問で）「はい」と答えられた方は、どのような対策が必要だと思われますか。ご意見をお聞かせください。」という質問への回答の中から、数点、要点をまとめて掲載させていただく。

まず、それぞれの意識改革に関する意見がみられた。「それぞれが、人を男女としてではなく、一人一人の間として尊重するべきである。」「意識改革でしょうか。私も含めて。息子が生まれてホッとした自分がいます。」「一人一人が女の僧侶と男の僧侶に向ける視線を平等にして欲しい。それには女性自身が変わる必要がある。女性だからといって甘えず、男性と同じようにお経や勉強で手を抜かずに努力することが重要である。」等

の意見があった。つまり、どの方も性別に関わらず、一人一人を平等に見ることを重要視していることがわかる。そしてそのために、女性自身も意識を変えることが必要であるとしている。「女性差別」と聞くと、男性のみが女性を差別していると想像しがちだが、差別のある社会で暮らす中で、女性自身の中にも差別の心や偏見が内在化されていくことがしばしばある。まずはそれぞれの中にある常識を疑うことから始め、可能な限りフラットに世界を見る必要があると言えるだろう。

そして、多数寄せられたのが制度に関する意見だ。「女性の活躍の場を広く取り入れて欲しい。」「僧侶にも産休制度を取り入れ、男女ともに働き易い職場環境が必要。」「女性が意見を言える様な仕組みを作る必要がある。」「女性の宗議会議員を増やす。」「宗会や主要な議決機関でのクォータ制の導入。」「女性僧侶、坊守が政策に関わっていけるような勉強会を行う」「現状に問題があることや、自分が差別をしている、もしくはされているという自覚を持ったためのジェンダーについての研修が必要です。二〇〇一年発行の男女共同参画を考える委員会の「提言書」をみんなで読んでみるなど。」「等の回答があった。産休制度の導入は、現在の寺院関係者の多くの人間にとって盲点であると思われ、私自身今まで全く頭になかったものであった。男性が住職として働き、女性が坊守として家事、育児をするということが頭に浸透しきっているからなのだと思うが、女性が住職をしており、妊娠、出産、子育てをする場合には育休は必須となる。また、男性が住職の場合も、育休を取る必要がある場合もちろんあるだろう。僧侶は特殊な仕事ではあるが、それを行うのは人間である。一般的な企業での育休がここまで推奨されている社会であるのに、**仏教界でその制度が全く浸透していないのはやはりおかしい**

と言える。仕事の特性上、一般的な育休の制度では難しいかもしれないが、僧侶における育休のあり方を模索することは非常に重要な課題だと言えるだろう。また、クォータ制とは議員の一定数が必ず女性となる様定める制度のことで、この制度の導入は非常に現実的で、かつ効果的な改革だと思われる。やはり女性が男性と同じ様に法務や議会に関われる様にするためには、根本的な制度改革が必要で、そこに至るためには様々な方法があることがこれらの解答から読み取れる。そしてそれを進めるために、まずは寺院に関わる者が現状を知り、意識を変えるための研修、勉強会を開くことが提案された。

最後に、「⑤最後にご意見や感想など、何かございましたら、ご自由にご記入ください。（任意）」という質問への回答を数点取り上げさせていただく。この質問では、①、③の質問で「いいえ」と回答した方の記述もあった。「ジェンダー格差を感じることはない」と回答したが、坊守という呼び方は一般の方からしたらちよつと格差を感じさせる呼び方かも知れない。「最近女性の住職もみえます。不満などお聞きしないのですが当人にならないとわからないかも知れませんね。」「男女に関係なく、できる者ができる事をすればいいと思います。」等の回答が寄せられ、ジェンダー格差はないと思っっている方の中にも、自身の見えない場所での格差を憂慮する声や、ジェンダー格差はない方がいいという共通認識があることが見受けられた。もちろん①、③の質問に「はい」と答えた方からの回答も多く、「教団自体がジェンダー問題の塊だと思いました。万人の救済を説く教団が柔軟性を欠いています。難しいことだと思いますが、世襲制を崩すことが一番肝要なのではないでしょうか。」「寺族女性の会の資料など、その時々にお渡ししていますが反応はいま一つです。女性自身の問題意識が

低い現状をどう打破していくかが課題です。」「平等の教えを頂く寺が、性別役割分業を受け継ぐ限り、仏教界に未来はないだろうと思う。」「男だから、女だから、と言われる社会は無くなっていったら欲しい。」等の意見が寄せられた。

このアンケート調査を行なって、現在もなお仏教界に根深く存在するジェンダー格差を確認できた。そして同時に、その差別を受けてきた女性達の悲しみ、怒り、改善へと向かう志を強く感じ、人間の尊厳を守るためにも、この問題は必ず解決されるべきであると確信した。

また、このアンケートの記述を見ると、そもそも「ジェンダー」という言葉の意味を知らなかったり、仏教界全体での現状をしっかりと認識していなかったりする方も少なからず見受けられた。①、③の質問でも、これらの知識がなかったため「いいえ」に入れた方がいた可能性は否めない。次回このようなアンケート調査を行う際には、これを反省点とし、ジェンダー関連の用語や、教団の現状に関して、十分な説明を行うようにしたい。

第三章 現代日本仏教とジェンダー

第一節 曹洞宗における寺族女性の権利

寺族女性の身に起こってきた様々な事案を取り上げ、仏教界におけるジェンダー課題についてさらに詳しい実

態を紐解いていく。まずは曹洞宗の問題を、その教団職員である瀬野美佐氏の発言から取り上げたい。¹ 曹洞宗のジェンダー問題の中でも大きな問題として挙げられるのが、結婚にまつわるものである。まずは日本仏教における僧侶の結婚の扱われ方に関して確認しておく。

明治五年太政官布告は、「僧侶の肉食妻帯畜髪等勝手たるべき事」として、男性僧侶の結婚を認めている。翌年には「比丘尼も畜髪肉食縁付帰俗勝手たるべき事」、つまり、女性僧侶の結婚も認めている。ただし、こちらには男性と違って「縁付帰俗」とあり、女性の場合は結婚したらお坊さん辞めてね、みたいなニュアンスになっているのがポイント。¹²

この時点で既に男女で扱いが分けられており、明らかに女性の権利が軽んじられているが、曹洞宗における問題はさらにひどいものであると言える。その問題は、教団の根本から根強く発生している。まず前提として、太政官布告は日本から国として出された文書であり、教団の教学自体を変えるものではない。そこで結婚が認められていても、それぞれの教団が認めているとは限らないのだ。

曹洞宗の場合は「出家」教団であることから、僧侶には妻も家族もないはず、とされている。しかしそれとは裏腹に多くの僧侶は結婚し、妻や子供と暮らしている事実も存在する。これは大きな矛盾であるが、その原因はシンプルだ。なぜなら曹洞宗は、結婚を認めるとも認めないとも、どこにも明記していないのである。教団としては、僧侶は結婚をしないものとして仕組みを作っているのに、禁止されていないがゆえにそこに所属している僧侶たちは結婚をしてしまう。そしてその矛盾は様々な問題を引き起こしてゆくのだ。認めていないと明記さ

れていないため、住職となる僧侶は結婚をする。そしてこの場合の多くは男性が住職であり、女性はその寺族となる。しかし、結婚を認めるとも明記されていないため、曹洞宗寺院に嫁いだ女性は、寺族として寺院にいることがきちんと認められていない。その結果、曹洞宗の寺族である女性は、住職である夫が死んだり、跡継ぎとなる子どもがいなかったりしたら、すぐに寺から出て行かなければならない場合もあるのだ。そしてそれは、僧侶と結婚する人間は当然知っているべきことなのだとされているのである。それゆえ、そのような状態になった寺族女性が、それまで暮らし、慣れ親しんだ家から、次に住む場所の保証もないまま放り出されてしまうといった事態が発生してしまうのだ。これは、取り残された寺族女性やその家族の生活に関わる事態であり、非常に現実的で厳しい問題である。この様な現状は決して黙認されてよいものではなく、教団として即刻対策をとるべきである。

第二節 東本願寺ギャラリー展での事件

近年の仏教界における、教団のジェンダーに関する現状が顕著に表れている例として、真宗大谷派で起きた東本願寺ギャラリー展での事件をとりあげてみたい。以下、事件の被害者である源淳子氏の著された、『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』（あけび書房、二〇二〇年）に記された内容をまとめる。

この事件¹³は、二〇一八年度に、真宗大谷派の中の解放運動推進本部（以下「本部」）が主催した人権週間ギャラリー展（二〇一八年十二月六日から二〇一九年二月十五日まで開催）において、源淳子氏がパネル作成の依

頼を受けたことから始まった。このギャラリー展は「経典の中で語られた差別『是旃陀羅』問題と被差別民衆の闘い」というテーマで四部構成になっており、そのうちの「経典に表された女性差別」の監修者として、源淳子氏は依頼を受け、パネルづくりの仕事をする事になった。パネルは七枚作られ、その七枚の内訳は、一・巻頭言、二・「女人五障」の教え、三・「変成男子」の思想、四・穢れた存在とみなされてきた女性、五・罪深い存在とみなされた女性、六・戦時における性別役割分業、七・現代も残る女性差別、となっていた。しかしなんと、この七枚のうち、『女人の五障』の教え」と『変成男子』の思想」と「罪深い存在とみなされた女性」の三枚が源淳子氏本人への相談もなく、総長判断によって外されたのだ。外された三枚はどれも浄土真宗の教えに関係するものばかりで、浄土真宗の所依の経典（『無量寿経』、『浄土論』、親鸞の『和讃』、蓮如の『御文章』）が外されていた。このパネルで取り上げられている『女人五障』とは「女性は梵天王・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏にはなれないという説をいう」¹⁴また、『変成男子』とは、「女性は肉体的に不浄であり、精神的にも愚かで思い悩むこと（煩惱）が多いから、成仏を願うなら男性に生まれ変わらなければならないという」¹⁵思想である。これら三枚のパネルに書かれていた内容は、女性を、女性であるという事実だけで穢れたものや、罪深いものであるとした大変理不尽で差別的な内容であった。これらのパネルを外したということは、総長が教団のトップである「総長」という立場だからこそ、教団に批判が向くことを恐れ、これらの経典にある女性差別と考えられる言説を「女性差別である」と断言したくないと考えたということではないだろうか。しかしこれは源淳子氏からしてみれば大変ショックな出来事であり、非常に辛い事件であったという事は言うまでもない。この後、源淳子氏はこの

件を社会に公表した。朝日新聞、京都新聞、毎日新聞（共同通信の記事として）、佛教タイムス、中外日報、文化時報がこの事件を紙面に掲載した。どの記事にも総長のコメントは載ったが、そのコメントは「現段階で宗派として經典における女性差別に関して正式な見解が出ていない状況において、参拝接待所ギャラリーにおいて展示することを差し控えさせていただきました」というものだった。「正式な見解が出ていない」という理由に納得できなかった源淳子氏は次の「公開質問状」へと踏み切った。「公開質問状」での質問は以下の四つである。

(一) 二月十四日のシンポジウム後、宗務総長はマスコミの取材を受けられ、公のコメントを出されました。

「現段階で宗派として經典における女性差別に関して正式な見解が出ていない状況において、参拝接待所ギャラリーにおいて展示することを差し控えさせていただきました」という内容でした。今でも、その内容に間違いはありませんか。

(二) (一)の見解のままでしたら、「パンフレット」十一頁の一九九六年五月号『真宗』に教団として取り組んできたことが記載されていることをどのように説明されるのでしょうか。

(三) (一)の見解のままでしたら、經典における女性に対する表現は、女性差別とは違うのだと受け取られま

す。それでは、經典の表現は、現代社会の女性差別の見解とはどのような違いがあるとお考えでしょうか。

(四) 今回、パネルをはずされたことは、旃陀羅問題と女性問題が、人を差別するという同じ根から芽生えていると認識されているのか、あるいは、旃陀羅問題と女性問題は次元の違うものと認識されているのか、わ

たしたちは戸惑いますが、どのような見解をおもちでしょうか。¹⁶

源淳子氏は、マスコミ取材に対する総長の回答が、教団の現状にそぐわない点、経典の中に明らかにある女性差別の存在を曖昧にしようとしている点、女性差別が同じ人権問題である旃陀羅問題と違う扱い方をされている点、の三点において、その間違いを指摘するためにこの質問をしたと思われる。一方で、総長のこの問題に対する認識の甘さや不誠実さが見受けられる。

この質問状は二〇一九年三月十五日に、源淳子氏から総長に直接手渡され、回答の期限は四月十五日にしていた。しかしその締め切りの前日に、「本部」と相談しているので少し遅れる、といった内容の連絡が本部から届き、結局回答は四月二十四日付で送られてきた。その回答は、下記の通りである。ニュアンスやその文章、記述された内容について正確に表すために、回答内容を全て本文のまま掲載する。

質問内容（一）について

二月十四日のシンポジウム後にお出ししたコメント内容に関しては、現在における私の見解、受けとめにおいても相違ありません。もう少し言葉を重ねるならば、このたびの人権週間ギャラリー展の企画段階において、展示項目の一つに「経典に表された女性差別」を取り上げ、準備を進めていただいておりますが、宗派として教学、文献学、歴史学等の見地による議論が十分深まっていない現段階において、宗派の責任のもとで展示を行うことは、時期尚早であると判断し、一部展示を差し控えさせていただきます。

質問内容（二）について

宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申（『真宗』一九九六年五月号掲載）に代表されるように、

宗門内外からの指摘や要請を受け、一九九六年に女性室が開設され、「男女両性で形づくる教団」の実現に向けての取り組みを継続している、とのパンフレット掲載内容につきましては、その内容と現在の宗派の取り組みが異なるものではありません。「経典における女性差別」について、宗派として正式な見解を見い出せるように、教学・教化の課題として今後も継続した研究を進めてまいります。

質問内容(三)について

経典における様々な表現は、根源的には人間救済のために説かれたものであり、「如是我聞」からはじまる一言一句すべてが仏言(金口の説)であると受けとめています。しかし、経典や宗祖・歴代祖師によるお聖教においても、それぞれ著された時代社会の状況が色濃く反映されており、現代を生きる私たちにとっては受けとめ難い表現があることも事実です。これまでも、『仏説無量寿経』での第三十五願に対するご意見や見解をいただいております。宗派女性室では、これまでも「女性の視点からの教学の問い直しの必要性」を重要な課題の一つとして揚げ、「女性会議」等の諸事業の中で取り組みを進めております。今後も、それらの取り組みを宗門内に広く共有してまいります。

質問内容(四)について

源さんからのご質問のとおり、その言葉によって痛みを感じる人がいるという点において、「旃陀羅問題」と「女性問題」は人を差別するという同じ根から芽生えているものだと思います。人間を救うべき経典の中において、語られる「言葉」に痛みを感じる方がいるということを重ね受けとめなければなりません。この問

題については、未だその課題共有や宗派としての教育的見地が十分に見出し出されているとは言い難い状況がありますので、あらためて聖教を読み解き、教義を問い直す作業を継続してまいります。¹⁷

本回答は、長々と書き連ねてはいるが、本質的には特に実のある回答はしておらず、源淳子氏を落胆させたことは言うまでもない。

まず一つ目の質問への回答に関して、総長は「時期尚早」という言葉を使っているが、真宗大谷派の女性室は一九九六年より開設されたものであり、源淳子氏をはじめ、仏教界でジェンダー研究をされてきた方々は数十年にわたりこのような研究を重ねてきた。そのうえで問題提起しているのである。それを時期尚早というのであれば、その基準の根拠とは何なのであるか。いつになればその「時期」がくるのか。このような点に関して、その基準に一切の根拠のない状態では、本回答はどこまでも抽象的であり、総長個人の感覚的な意見に思えてしまう。この件に関し、宗教社会学の視点からジェンダーの問題を研究されてきた猪瀬優里氏は、

外された三枚のパネルの内容(中略)を見ると、これまで女性史の分野で繰り返し指摘されてきた仏教における女性差別の事実を確認するごく基礎的な内容であり、展示から外すように指示した宗門の態度は、明らかに「過剰防衛」と思われる。¹⁸

と述べている。二つ目、三つ目の質問に対する回答に至っては、回答にすらなり得ていない。あえて核心に触れないようにしているのか、そうでなければ質問の意味と意図を理解できているのかも疑問だ。四つ目の質問に対する回答は、「旃陀羅問題」と「女性問題」は人を差別するという同じ根から芽生えているものだと答えている。

ではなぜ「旃陀羅問題」に関しては教団に差別の歴史があつた事実を認めているのに、「女性問題」に関してはパネルを外させ、見えないようにしたのか。それこそが差別なのではないのだろうか。

このように、真宗大谷派の総長は明らかに教団の女性差別問題を解決しようとはしておらず、それどころかその事実を認めようとすらしていない。源淳子氏もこの結果には「立場でしかものをいわない優等生の『解答』です。何もしないことをこういうふうによく回答するのです。腹も立ちません。」¹⁹と述べている。これが教団の現状だと言えるだろう。

第三節 外国人女性僧侶の体験

ジェンダー格差の問題は、もちろん僧侶の中にも存在する。ケネス・タナカ氏が

アジアの伝統仏教では、組織内の上下関係がしっかり決められている。それを象徴するのは、仏教組織が出家僧侶、出家僧尼、在家男性、在家女性という上下関係にある四つのグループで構成され、在家より出家、そして女より男が優先されてきたことである。²⁰

と著しているように、アジアの伝統仏教の中では男性の僧侶に比べ、女性の僧侶の地位が低いのである。また、地位や権利といった問題以前に、周囲からの偏見や古い価値観によって、日々の仕事として、女性が僧侶として働きづらいという問題がある。

女性僧侶が日々受けている差別の事例として、浄土真宗寺院の僧侶であり、住職の妻でもある吉村ヴィクトリ

ア氏の記述を取り上げたい。²¹吉村氏はイギリスで生まれ育ち、大学卒業後に日本を訪れた。その後数年日本で働き、日本の寺院の住職と結婚。そして自らも僧侶となられた方である。吉村氏は、慣習や伝統文化が日本とは異なるイギリスから、浄土真宗の仏教界に足を踏み入れることになったため、日本人の持つ常識や偏りのない、よりフラットな視点で教団の現状を見ることができたと考えられる。

吉村氏の記述を読むに、仏教界におけるジェンダー問題は非常に根が深く、その根底にあるのは、教団の仕組みのみではなく、僧侶や門信徒、それも多くは男女の中に刷り込まれた常識である。男尊女卑が当たり前の時代に生まれ育ったご年配の方々は、男性のみではなく女性も、女性は男性を立て、そのサポートに回るべきであると考えられる傾向にある。吉村氏は、寺院の住職の妻、つまり坊守という職業に関して、

どんな逆境にぶつかっても笑顔を絶やさずお給仕できる「スナック」のママさんこそ、この仕事にぴったり
の訓練ができてオススメだと思う。つまり、自分の本当の感情を隠して、人々の身の上話に耳を傾け、そして食事と飲み物を絶え間なく提供できる人である。²²

と述べている。その通り、基本的に寺院の来客へのお茶出しや、食事をする際の料理や給仕は、そのほとんどが坊守である女性によって行われている。本論文の筆者自身も、熊本の寺院で生まれ育ち、近隣の寺院に伺うことも多々あったのだが、実家でも他の寺院でも、男性がお茶出しや給仕をしている場面を一度も見たことがない。その他にも、仏前に供える花を生けたり、日々寺院の清掃をしたり、法衣を洗濯したり、坊守は、日々名前のない仕事をこなし続けている。しかし「スナックのママさん」とは違い、坊守には正当な給与は支払われず、多く

の場合その仕事に対する大した感謝もされない。して当たり前だ、という決して正しいとは言えない価値観が人々の中に根付いているからである。現在の仏教界において、寺院に携わる男女の仕事への関わり方に人々が平等な視線を送っているとは考えづらい。このことに関して吉村氏は非常に印象的な文章を記している。

私が暮らしている田舎では、日本茶は女性に出してもらったほうが美味しいとよく聞かされる。だから夫が読経をしているときには、義母または私がお客様にお茶を出すことになっている。夫が読経だけでなくお茶も出さないといけないというのは、ひどいことであると思われる。けれど、これは矛盾しているのだ。なぜなら私が一人でお寺にいるときに、私がお給仕さんとしての女性の役割だけでなく、普通は男性僧侶がする役割と一緒にこなしても、だれも驚いて目をパチパチさせる人はいない。²³

上記のことは、吉村氏が住職の妻として寺院に関わった際に感じたジェンダー格差である。次に、吉村氏が女性僧侶として体験した女性差別を取り上げたい。吉村氏は女性が法務に関わることにに関して、「女性がもし自分の能力を示しても、仕事が二倍になりこそすれ、その貢献はほとんど認められない。」²⁴と述べている。例えば、吉村氏の夫は、自分の代わりに女性の吉村氏を送り出す際、「ご不便をおかけします」という断りの電話を必ず入れるという。吉村氏はその地域でもう既にほぼ二十年の間僧侶として活動をおこなってきたと言うのにもかかわらずだ。また、その地域の寺院では、男性僧侶が教師になった時には大事な忘年会の際に特別な発表が行われているのだが、吉村氏が教師資格を取得した際には成果の報告も成功への褒め言葉もなかった。それどころか、あろうことか本山が彼女のために「何か特別の『バカな外国人のための』試験をして、簡単に資格を取れる

様にしたのだ」²⁵と言う者たちもいたという。吉村氏への侮辱は他にも数々ある。彼女が葬儀時に僧侶として火葬場に訪れた際、そこにいた職員は、彼女が外国人の女性であると言う事実**に必死に笑いを堪える姿を見せたのだ**。棺を焼却炉に導きながら彼は笑いを堪えるために体を震わせ、顔を真っ赤にして笑いの涙を流したという。到底信じることも出来ないほどの侮辱行為である。この様な個人に対する侮辱行為の他にも、女性僧侶全体の地位の低さも顕著である。何かしらの集まりがある際は、男性僧侶が上座、女性僧侶が下座という配置になり、門信徒の法事に出席したときも、同様だという。また、何か重要な物事を決める場でも、女性がいては仕事が進まない、と理不尽に参加する権利を与えられないこともあるという。この様な状況に吉村氏は、「実際のところ、宮崎県では女性僧侶はほとんど『見えない存在』である」²⁶と表現する。

私たちの多くがお寺のために、檀信徒の家を回り、法務を行い、一生懸命働いているにもかかわらず、私たちは僧侶向けの講習会などにはあまり招待されないし、参加することも滅多にない。お寺同士の集まりでも、私たちが僧侶の法衣を着ることはない。講習会で男性僧侶は布袍と輪袈裟で参加するが、女性僧侶は、たいていは坊守輪袈裟をつけるだけである。²⁷

上記に挙げた事例以外にも、数え上げたらきりが無いほど、女性僧侶への差別は数多く、そして根強く存在し続けている。吉村氏の場合は、女性であるということだけではなく、外国から日本に来た方だったということもこの差別に関係しているであろう。しかしいずれにしても、日本仏教界においては、僧侶となるのは日本人男性である、という様な固定観念が強い傾向にあり、**そういういったステレオタイプ的な型にはまらない、女性や外国人**

等のマイノリティに分類される僧侶が広く受け入れられていない現状が伺える。このような状況では、女性や外国人が僧侶を続けることは非常に困難である。そしてそもそも、このような組織、社会では、女性やマイノリティは生きづらさを感じるだろう。このことによって組織内での女性の発言力が一向に上がらない、という負の連鎖が回り続けているのである。

結論

本論文では、現代の日本仏教界におけるジェンダー格差の実態を、アンケートの記述等から調査した。その結果、やはりジェンダー格差は根深く存在し、その改善への道は非常に困難であることがわかった。しかし、だからと言って全く希望がない訳ではない。これまで仏教のジェンダー問題と向き合い、研究し、活動を行ってきた多くの先人達の努力により、少しずつではあるが解決への歩みは進められてきているのだ。第三章第二節のギヤラリー展での事件を踏まえ、猪瀬優里氏も以下の様に発言している。

ただし、真宗大谷派が、女性差別の問題に比較的組織的に対応してきた実績のある教団であるからこそ、つまり、差別を真正面から取り上げる展示やシンポジウムを実施できる力があるからこそ、このような問題も表に出て議論する機会を得ることが可能となっている。他の宗派では「問題」は表に出て来ず、隠されてし

まっているのではないだろうか。この件を機に、「真宗大谷派における女性差別を考えるおんなたちの会」を中心として女性たちの宗派を超えたネットワークづくりも動きつつあり、今後が期待される。問題が起きた時に、どのように対応していくかもジェンダー秩序の再編を考えるには重要な論点である。²⁸

つまり、問題が問題として認識され、明るみになっていくことは、それだけで解決に一步近づけているということなのである。

そして重要なのが、この問題をどう解決に導くかということだ。今回のアンケート等からわかってきた仏教界のジェンダー格差は、人間の尊厳の問題であると同時に、暮らしと結びついている問題でもあり、そこで生きる人々は現在も日常的に悩みを抱えている。故に、これは早急に解決すべき問題であると言える。ではどう解決に向かえば良いのだろうか。第一に必要なのは、ジェンダーに関する問題提起の声を、より多くの人に届けるということだ。アンケートでもあったように、主な解決策として挙げられるのは、意識と制度の改革である。実際にある格差をなくすにあたって、即効性があると言えるのは制度の改革だろう。しかし制度を変えるためには、今仏教教団の内部で決定権を持つ者達の意識の改革が必要なのだ。そしてその決定権を持つ者の多くは男性である。ジェンダーに関する問題というのは、すべての人間が当事者であるのだが、自分が差別を受けたことがない者にとっては、なかなか気づけない問題でもある。被害を受けているのは権力を持たないマイノリティの割合が圧倒的に高いからである。今回取り上げた様な事例で言うと、女性や外国人があげられるだろう。しかし、その問題を解決するために最も重要なのは、無自覚の加害者に、あなたのしていることは不当な差別であり、その行為に

よって傷ついている人間がいるのだと教えることなのではないだろうか。そのために行えることとしては、男性に向けたジェンダーの講習会や講演会、勉強会などが挙げられる。もちろん男性だけではなく、全ての方に向けてもそのような活動は行われるべきであり、その他にも多様性の重要性を知ってもらうための研修など、方法は様々あるだろう。なんといっても重要なのは、より多くの人にジェンダーの知識や現状を知ってもらい、解決しなくてはならないという意識を持ってもらうことである。そのために、問題に気づいた人間は発信し、呼びかけることが必要であると言えるだろう。

本論文では、主に女性に関するジェンダー問題を取り上げたが、仏教界には、男性や、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の方が置かれている現状に関する問題も数多く存在している。特に、セクシュアルマイノリティの方に関するジェンダー問題は、他の分野に比べるとまだ研究も進んでおらず、今後の課題となるだろう。

註

- 1 総合女性史学会編『ジェンダー分析で学ぶ女性史入門』岩波書店、二〇二一年、参照
 - 2 田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社、二〇〇七年、三頁
 - 3 ジョーン・メイスコット『三十周年版ジェンダーと歴史学』平凡社、二〇二二年、三〇頁
 - 4 上野千鶴子『差異の政治学』岩波書店、二〇〇二年、八七〜八八頁
 - 5 川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年、二〇頁
 - 6 川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年、二〇〜二二頁
- 頁参照

- 7 川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年、一二頁
- 8 川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年、一二頁
- 9 川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年、一二頁
- 10 記録誌『全日本仏教会 公開シンポジウム 仏教とSDGs 現代社会における仏教の平等性とは―女性の視点から考える―』公益財団法人全日本仏教会、二〇二一年、二三頁参照

- 11 女性と仏教東海・関東ネットワーク編『新・仏教とジェンダー―女性たちの挑戦―』梨の木舎、二〇一一年
- 参照

- 12 女性と仏教東海・関東ネットワーク編『新・仏教とジェンダー―女性たちの挑戦―』梨の木舎、二〇一一年

年、一四〇頁

¹³ 源淳子『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』（あけび書房、二〇二〇年、四七頁）において、一連の件を「事件」と表記しているため、本論文でもそのように表記する。

¹⁴ 浄土真宗本願寺派総合研究所編『浄土真宗辞典』本願寺出版社、二〇一三年、二〇八頁

¹⁵ 女性と仏教東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー―女たちの如是我聞―』朱鷺書房、一九九九年、二八頁

¹⁶ 源淳子『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』あけび書房、二〇二〇年、五頁

¹⁷ 源淳子『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』あけび書房、二〇二〇年、五七―五八頁

¹⁸ 島菌進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史第五卷 敗戦から高度成長へ―敗戦と昭和中期―』春秋社、二〇二一年、一六一頁

¹⁹ 源淳子『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』あけび書房、二〇二〇年、五九頁

²⁰ ケネス・タナカ『アメリカ仏教―仏教も変わる、アメリカも変わる―』武蔵野大学出版会、二〇一〇年、一四四頁

²¹ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八 現代日本の仏教と女性―文化の越境とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一三一―一五二頁参照

²² 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八 現代日本の仏教と女性―文化の越境

- とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一三七頁
- ²³ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一三七、一三八頁
- ²⁴ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一三八頁
- ²⁵ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一四〇頁
- ²⁶ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一四〇頁
- ²⁷ 那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年、一四〇頁
- ²⁸ 島菌進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史第五卷 敗戦から高度成長へ―敗戦と昭和中期―』春秋社、二〇二一年、一六二頁

参考文献

書籍

上野千鶴子『差異の政治学』岩波書店、二〇〇二年

大越愛子・源淳子『解体する仏教―そのセクシュアリティ観と自然観―』大東出版社、一九九四年

記録誌『全日本仏教会 公開シンポジウム 仏教とSDGs 現代社会における仏教の平等性とは―女性の視点

から考える―』公益財団法人全日本仏教会、二〇二一年

川橋範子『妻帯仏教の民族誌―ジェンダー宗教学からのアプローチ―』人文書院、二〇一二年

ケネス・タナカ『アメリカ仏教―仏教も変わる、アメリカも変わる―』武蔵野大学出版会、二〇一〇年

島蘭進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史第五卷 敗戦から高度成長へ―敗戦と昭和

期―』春秋社、二〇二一年

浄土真宗本願寺派総合研究所編『浄土真宗辞典』本願寺出版社、二〇一三年

女性と仏教東海・関東ネットワーク編『新・仏教とジェンダー―女性たちの挑戦―』梨の木舎、二〇一一年

女性と仏教東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー―女たちの如是我聞―』朱鷺書房、一九九九年

ジョン・E・スコット『三十周年版ジェンダーと歴史学』平凡社、二〇二二年

総合女性史学会編『ジェンダー分析で学ぶ女性史入門』岩波書店、二〇二一年

田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社、二〇〇七年

那須英勝・本多彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書八 現代日本の仏教と女性―文化の越境

とジェンダー―』法蔵館、二〇一九年

源淳子『仏教における女性差別を考える―親鸞とジェンダー―』あけび書房、二〇二〇年

論文

荒井美月「仏教における女性研究の変遷―仏典の研究から実態の研究へ―」『京都女子大学大学院現代社会
研究科紀要』第一六号、二〇二二年

宇治和貴「『クイア仏教学』の構築に向けて」『龍谷大学アジア仏教文化研究センター二〇一九年度研究報告
書』二〇二〇年

コピー厳禁